

## 字幕ビデオライブラリー共同事業運営要綱

令和5年7月1日制定

## 1. 目的

本事業は社会福祉法人聴力障害者情報文化センター（以下「当法人」という。）が、都道府県・指定都市・中核市・人口概ね5万人以上の市及び図書館等（以下「自治体等」という。）に対し、障害者総合支援法に定める「地域生活支援事業」の「字幕入り映像ライブラリーの提供」事業に要する良質な作品を計画的、経済的、安定的に頒布する字幕ビデオライブラリー共同事業（聴覚障害者向け映像ライブラリー事業。以下「映像ライブラリー事業」という。）を実施することを目的とする。

## 2. 映像ライブラリー事業への参加

自治体等が映像ライブラリー事業に参加しようとするときは、映像ライブラリー事業により頒布される作品（以下「ライブラリー作品」という。）を貸し出す「字幕ビデオライブラリー貸出機関」（以下「ライブラリー」という。）を設置し、当法人と「字幕ビデオライブラリー共同事業作品制作・頒布契約書」（別添3）に基づきライブラリー作品の制作・頒布契約を締結することとする。

## 3. ライブラリー運営基準

共同事業に参加するライブラリーは、映像ライブラリー事業の運営について、次の（1）～（8）の基準を遵守しなければならない。

（1）ライブラリー作品の貸出の対象者及び利用条件については「利用区分について」（別紙1）を適用し、各区分については頒布された個々のライブラリー作品ごとに明記されている利用区分コードに従うこと。

ただし、平成18(2006)年度以前に頒布された個々のライブラリー作品に利用区分コードが明記されていない場合は、原則として「利用区分について」の「利用区分C」と「利用方法区分1及び2」を適用すること。

（2）（1）の別表に基づく利用対象者へのライブラリー作品の貸出は登録制をとり、登録台帳に資格登録した個人又は団体のみが利用できるものであること。

（3）ライブラリー作品の利用は無料とすること。ただし、送料等の実費は徴収することができること。

（4）ライブラリー作品の複製、転貸等の禁止を利用者に徹底すること。

（5）利用するライブラリー作品に権利者から利用区分コード以外の許諾条件が付されているものについては、その条件を遵守すること。

（6）日本郵便株式会社が指定した「聴覚障がい者用ゆうパック」を発受する施設として、指定を受けていること。

（未指定の施設は、指定申請手続きを行い、指定を受けること）

（7）人口5万人以上の市等がライブラリー事業に参加するときは、所在地の都道府県担当主管課との連携に留意すること。

（8）その他ライブラリーとして、ライブラリー作品の貸出に関する要件が整備されていること。

#### 4. 映像ライブラリー事業の内容

- (1) 「字幕ビデオライブラリー共同事業作品制作・頒布契約書」(別添3)に基づき、契約を締結する自治体等(当該ライブラリーがライブラリー作品の保管(保有)、貸出業務を団体等に委託している場合は、その団体等も含む。)は、ライブラリー作品を計画的、経済的、安定的に整備するため、ライブラリー作品の制作及び頒布の事業を当法人に委託するものとする。
- (2) 当法人は、契約自治体等の委託を受けて、映像作品等に聴覚障害者の鑑賞に適した字幕又は手話を付した良質のライブラリー作品を制作(制作以外の方法で入手する場合も含む。以下同じ。)し、契約自治体等に頒布する。
- (3) 当法人が制作するライブラリー作品は、年間3,300~3,600分とする。
- (4) ライブラリー作品は原則として毎年度2回に分けて、契約自治体等に頒布する。なお、頒布する作品の数は、一作品につき、DVD2枚とする。
- (5) 契約自治体等(休止自治体を含む)及びライブラリーは、ライブラリー作品の内容について、当法人に要望することができる。
- (6) ライブラリー作品の選定は、毎年度契約自治体等(休止自治体を含む)及びライブラリーの意見を聞いて行う。ただし、選定後肖像権等の事情で作品の二次使用(頒布・貸出)が困難な場合は、当法人がライブラリー作品の選定を行う。

#### 5. 契約及び納品

- (1) 共同事業への参加を希望する自治体等は、当法人から当該年度の運営要綱及び実施要領を受領した後、速やかに契約を交わすものとする。
- (2) 当法人は、頒布するライブラリー作品が決定したときは、速やかに契約自治体等に対し、決定した令和5年度映像ライブラリー事業頒布作品を通知するものとする。
- (3) 当法人は、契約自治体等に対し、毎年度3月末日までに当該年度に契約したライブラリー作品の納入を完了し、納品書、業務完了通知書及び請求書を送付するものとする。
- (4) 契約自治体等は、当法人から送付されたライブラリー作品を確認した後、速やかに受領書を当法人に送付するものとする。

#### 6. 費用の支払い

契約自治体等は、当該年度に頒布を受けるライブラリー作品の全部又はその一部を受領したときは、当法人に対して速やかに制作頒布費用を支払うものとする。

#### 7. 作品管理

- (1) 契約自治体等は、頒布されたライブラリー作品を厳正かつ適切に管理し、前記3の基準を遵守して使用し、無許諾複製はもとより目的外の使用、又は第三者に譲渡もしくは転売しないこと。
- (2) 契約自治体等は、当法人から頒布を受けたライブラリー作品が破損又は滅失した場合、当該作品の複製を当法人に依頼することができる。

なお、この場合の複製に要する実費(詳細は「DVD破損における複製実費価格表」のとおり)を負担するものとする。

ただし、DVDの在庫が無い作品については、複製依頼に応じない。

DVD破損における複製実費価格表（消費税別、送料別）

記録方式	作業費（ディスク代含む）
一層	3,000円
二層	3,500円

(3) 当法人が制作したDVDは、放送事業者等の協力により制作しており、著作権により取扱いが著しく制限されているため、契約自治体等が頒布したライブラリー作品を紛失した場合は、速やかに「紛失届」(別紙2)を当法人に提出すること。また、可能な限り紛失した作品の捜索に努め、作品が発見された場合は当法人にその旨を報告すること。

8. 調査への協力

契約自治体等（休止自治体を含む）及びライブラリーは、権利者、放送事業者等の意を受けて当法人がライブラリー作品の使用状況及び管理状況等の調査の実施及び報告書の提出を求めるときは、これに協力しなくてはならない。

9. ライブラリー作品の返還及び消却

(1) 当法人は、権利者が許可した使用期間を経過した作品について、契約自治体等（休止自治体を含む）に返還又は映像情報が残らない状態の消却を求めることができる。

その消却を行ったとき、契約自治体等（休止自治体を含む）は、「使用期間満了作品消却報告書」(別紙3)を当法人に提出しなければならない。

また、使用期間満了時に当該ライブラリー作品の所在が不明の場合、契約自治体等（休止自治体を含む）は、「処分保留届」(別紙4)を当法人に届け出なければならない。

これらの費用は、契約自治体等（休止自治体を含む）の負担とする。

(2) 契約自治体等（休止自治体を含む）は、ライブラリー作品の処分を任意で行う場合は、その旨を当法人に届け出た上で、映像情報の残らない形で作品の処分を行わなければならない。

その処分を行ったとき、契約自治体等（休止自治体を含む）は、「任意処分消却報告書」(別紙5)を当法人に提出しなければならない。

これらの費用は、契約自治体等（休止自治体を含む）の負担とする。

10. 映像ライブラリー事業の休止及び中止

契約自治体等が契約を更新せずにライブラリーを存続する場合は、事業「休止」とし、ライブラリーを閉鎖する場合は事業「中止」とする。契約自治体等はライブラリーを休止もしくは中止する場合、予めその旨を当法人に通知しなければならない。ただし、休止期間においては、運営要綱、実施要領に則した作品の適正な貸出、管理に努めることとする。

なお、中止の場合は、契約自治体等は当法人が指定する期日までに共同事業より頒布を受けたライブラリー作品全作品を返還又は映像情報が残らない状態の消却を行うこととする。その場合の費用は、契約自治体等の負担とする。

11. 頒布した寄贈作品や、厚生労働省委託事業制作作品に関しても、著作権の適切な管理の観点から、同様の扱いとする。

「利用区分について」

[利用条件]

	利用対象者	区分 ○=利用可、×=利用不可				
		A	B	C	D	E
個人	【聴覚障害者・児】 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている者、又は児(その保護者)	○	○	○	○	○
	【難聴者・児、中途失聴者・児】 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない者、又は児であって、日常生活において補聴器、又は人工内耳を常用し、且つビデオグラム視聴において、当該ビデオグラムに付加されている聴覚障害者向け字幕を必要とする者	○	○	×	○	×
	【聴者】 聴覚障害者福祉活動に従事する者等	○	×	×	×	×
団体	【聴覚障害者団体・施設】 聴覚障害者・児団体、聴覚言語障害者・児施設、及び聴覚障害者情報提供施設	○	○	○	×	×
	【教育機関】 聾学校、難聴学級、聴覚障害児等が通う学級等	○	○	○	×	×
	【関係施設】 聴覚障害者福祉関係施設、聴覚障害者・児等の寄宿舎、聴覚障害児等が利用、又は入所している施設等	○	○	○	×	×
	【その他施設】 その他の社会福祉施設、公共施設	○	×	×	×	×

[視聴条件]

	条件
1	【私的使用の範囲に属する視聴】 個人利用者本人、又はその家族等限られた範囲での視聴に限る。(例)個人視聴、兄弟、家族等での視聴など。
2	【私的使用の範囲に属する視聴、及び集団、又は聾学校等教育機関における視聴】 ① 視聴区分『1』に加え、集団(手話サークル等、共通の目標・規範・仲間意識等に基づいて組織され、相互関係が持続する人の集まり)での視聴であって、営利を目的とせず、且つ視聴者から一切の料金を受けない場合での視聴に限る。 (例) 聴覚障害者団体等の主催による学習会等での視聴(具体例:年金制度に関する学習会において、年金制度を題材にした作品を参加者で視聴等) ② 聾学校、難聴学級など聴覚障害児、又は難聴児等が通う学校教育機関での視聴であって、且つ授業の過程としての視聴であり、視聴対象者はその授業を行う者、及びその授業を受ける者に限る。 ※除外条件 集会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合、又は寄付金集め、若しくは物品の販売等を主たる目的とし、その集客効果等を意図している場合は利用できないものとする。
3	【私的使用に属する視聴、及び集団、又は聾学校等教育機関における視聴、若しくは上映】 視聴区分『1』、『2』に加え、聴覚障害者・児、難聴者・児、中途失聴者・児を、主たる対象とする上映会等であって、上映会等が営利を目的とせず、且つ視聴者から一切の料金を受けない場合での上映に限ること。 (例) 聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場等での上映。 ※除外条件 大会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合、又は寄付金集め、若しくは物品の販売等を主たる目的とし、その集客効果等を意図している場合は利用できないものとする。ただし、やむを得ず大会参加費等を徴収する場合でも、当該上映会のみ大会参加費を支払っていない者も視聴できることを周知、並びに配慮している場合は利用できるものとする。

字幕ビデオライブラリー共同事業

## 紛 失 届

発議番号

令和 年 月 日

社会福祉法人  
聴力障害者情報文化センター  
理事長 中村 吉夫 殿

都道府県・市・団体名

担当所管名

担当者名

連絡先電話番号

メールアドレス

下記の作品について、紛失いたしましたので報告いたします。

## 記

作 品 名	数 量		摘 要
	VHS	DVD	

(注) 摘要欄には、紛失の経緯を記入すること。

なお、所在が明らかになった場合には、その旨連絡をすること。

字幕ビデオライブラリー共同事業

## 使用期間満了作品消却報告書

発議番号

令和 年 月 日

社会福祉法人  
聴力障害者情報文化センター  
理事長 中村 吉夫 殿

都道府県・市・団体名

担当所管名

担当者名

連絡先電話番号

メールアドレス

令和 年 月 日付聴情第 号にて通知のあった使用期間満了作品について、その処分を終了したので報告します。

字幕ビデオライブラリー共同事業

## 処分保留届

発議番号

令和 年 月 日

社会福祉法人  
聴力障害者情報文化センター  
理事長 中村 吉夫 殿

都道府県・市・団体名

担当所管名

担当者名

連絡先電話番号

メールアドレス

令和 年 月 日付聴情第 号にて通知のあった使用期間満了作品のうち、  
下記作品について、当該作品の所在確認中であり、その処分の保留を届け出いたします。

なお、当該作品の所在が明らかになり次第、その処分を施行いたします。

## 記

作品名	数量		摘要
	VHS	DVD	

(注) 摘要欄には、紛失の経緯を記入すること。

字幕ビデオライブラリー共同事業

任意処分消却報告書

発議番号

令和 年 月 日

社会福祉法人  
聴力障害者情報文化センター  
理事長 中村 吉夫 殿

都道府県・市・団体名 \_\_\_\_\_

担当所管名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付聴情第 号にて通知のあった「ライブラリー作品の任意処分について」につきましては、別添「ライブラリー作品任意処分消却作品一覧表」のとおり、その処分を終了したので報告します。